

学校法人共済学院 役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人共済学院（以下「この法人」という。）の寄附行為第35条の3の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 常勤の役員とは、この法人において勤務することが常態である者をいう。
- 三 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- 四 役員及び評議員の報酬とは、役員及び評議員の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称を問わない。この役員及び評議員の報酬には、学校法人共済学院給与規程に基づくものを含まない。
- 五 費用とは、役員及び評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬を支給するものとする。

- | | |
|-----------|---------------|
| 一 理事長 | 報酬（月額報酬、会議手当） |
| 二 理事（常勤） | 報酬（月額報酬、会議手当） |
| 三 理事（非常勤） | 報酬（会議手当） |
| 四 監事 | 報酬（月額報酬、会議手当） |
| 五 評議員 | 報酬（会議手当） |

(報酬の額)

第4条 理事及び評議員に対する報酬は、下表に定める額とする。

役職名	摘要	報酬の額
理事長	月額報酬	80 万円（税別）
	理事会等会議等への出席	1 回 2 万円（税別）
理事（常勤）	月額報酬	5 万円（税別）
	理事会等会議等への出席	1 回 2 万円（税別）
理事（非常勤）	理事会等会議等への出席	1 回 2 万円（税別）
評議員	評議員会等会議等への出席	1 回 2 万円（税別）

2 監事に対する報酬は、下表に定める額とする。

役職名	摘要	報酬の額
監事	理事会等会議等への出席	1 回 2 万円（税別）

(報酬等の支払方法)

第5条 監事に対する月額報酬の支給日は、毎月 25 日とする。ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席等、法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬は現金により支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬は、法令の定めるところにより、又は理事長が別に定めるものがあるときは、控除すべき金額を控除して支給する。

(退任慰労金)

第6条 役員の退任慰労金については、別に定める。

(費用)

第7条 役員及び評議員の旅費（交通費、宿泊費等）は、会議に出席した実費を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第 63 条の2第4号に定める報酬等の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て行うものとする。

附則

この規程は、平成 21 年 11 月 6 日から施行する。

附則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。